

2. 出願資格

1) 出願資格(博士課程前期課程)

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および **2026 年3月末**までに卒業見込みの者。(学校教育法第 102 条)(注1)
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および **2026 年3月末**までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第1項第1号)
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、および **2026 年3月末**までに修了見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第1項第2号)
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、および **2026 年3月末**までに修了見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第1項第3号)
5. 日本国内において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および **2026 年3月末**までに修了見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第1項第4号)
6. 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年3月末**までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第1項第4号の2)
7. 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および **2026 年3月末**までに修了見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第1項第5号)
8. 旧制学校等を修了した者。(昭和 28 年文部省告示第5号第1号~第4号)
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および **2026 年3月末**までに修了見込みの者。(昭和 28 年文部省告示第5号第5号~第 12 号)
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、**2026 年4月1日**までに満 22 歳に達するもの。(学校教育法施行規則第 155 条第1項第8号)

(注1) 出願資格の1.に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

<<注意>>

上記の出願資格「第1項~第7項および第9項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2026 年3月末**までに満たせない場合は、入学が許可されないことになりますので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

1. 出願資格「第 10 項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については 2025 年 11 月 12 日(水)までに学部事務5課 現代心理学研究科入試担当へ事前連絡の上、11月27日(木)までに以下の書類を郵送にて提出してください(締切日必着)。なお、経歴により追加の書類を求めることがあります。

	書類	内容
1	成績・単位証明書	出身大学等が発行したもの(ただし、本学出身者は不要)。
2	卒業証明書	出身大学等が発行したもの(ただし、本学出身者は不要)。
3	在籍証明書、業績一覧等	大学、研究所等が発行したもの。
4	研究計画書	本学所定書式。入試要項 web サイトよりダウンロードしてください。
5	履歴書	本学所定書式。事前連絡後に学部事務5課から書式を提供します。

※郵送先 〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26 立教大学新座キャンパス 現代心理研究科担当宛

2. 出願資格第3項、第6項において最終学歴が、中国の大学の専科(3年制)の場合には出願資格はありません。ただし、専科を卒業後に本科を卒業して16年の学校教育を修了した場合には出願を認めます。
3. 映像身体学専攻〈制作系〉の志望者で、日本語を母語とせず、日本の大学または大学院を卒業・修了(見込みを含む)していない者は、日本語能力試験N1に合格し、「認定結果及び成績に関する証明書」の提出が必要となります(提出方法は出願システムによるアップロードとなります)。なお、日本語能力試験の受験年月日は問いません。

2) 試験区分別受験資格

試験区分	受験資格
一般	博士課程前期課程の出願資格要件(3頁参照)を満たす者。
社会人	博士課程前期課程の出願資格要件(3頁参照)を満たし、かつ、次のいずれかの条件に該当する者。 1. 大学卒業後、出願時に同一の企業、官公庁、団体、教育・研究機関等で、1年以上常勤職員として勤務している者。 2. 大学卒業後、出願時まで2年以上の職歴を有すると本研究科委員会が認めた者。 ※出願に先立って「社会人入学試験」の受験資格審査は行いません。出願後に「社会人入学試験」の受験が認められなかった場合、出願資格要件(3頁参照)を満たしていれば「一般入学試験」に切り換えて受験を認めます。
外国人	博士課程前期課程の出願資格要件(3頁参照)を満たし、かつ、日本国籍を有せず、日本以外の国の大学を卒業した者(2026年3月末までに卒業見込みの者を含む)。 ※出願に先立って「外国人入学試験」の受験資格審査は行いません。出願後に「外国人入学試験」の受験が認められなかった場合、出願資格要件(3頁参照)を満たしていれば「一般入学試験」に切り換えて受験を認めます。